

## 教育振興基本計画策定に向けた意見書

## 【意見】

1) 検討に当たっての基本的な考え方について(案)

ページ	項目および資料内容	意見
7～8  16	(3)「教育立国」の必要性 (4)教育振興基本計画のねらい  (2)規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる	<p>平成18年12月の教育基本法改正を受け、その「教育理念」を以下の3点に集約しています。</p> <p>知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間の育成。</p> <p><u>公共の精神を尊び</u>、国家・社会の形成に主体的に参画する国民の育成。</p> <p><u>我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成。</u></p> <p>「教育振興基本計画のねらい」の項目においても「このために、改正教育基本法で明示された新しい教育理念に基づき、(中略)取り組むべき具体的方策について示すこととする。」と今回の教育振興基本計画のねらいについて明文化されています。</p> <p>しかしながら、後述の「重点的に取り組むべき事項について(案)」の中に、前述の教育基本法の「教育理念」における下線部分が十分に反映されていないと感じます。(16ページの「(2)規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる」の項目で少し触れられているくらいで、全体的には教育理念の教育振興基本計画への反映が希薄。)教育基本法の理念を教育振興基本計画に充分反映させてほしい。</p>

2) 重点的に取り組むべき事項について(案)

【総評】学校教育に関し、全体的に施設の整備や環境整備などハード面の充実に関する施策が目

に付く。ハード面の整備はもちろん大切であるが子どもたちの心の情操や志を育むソフト面の充実を期待する。又、全体的に高等学校や大学における重点項目が多いが、寧ろ義務教育課程での重点項目を肉厚に精査する必要があると思う。

ページ	項目および資料内容	意見
1 2	( 1 ) 学校・家庭・地域の連携協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる。	具体的な仕組みとして P T A から community を加えた P T C A 組織へと移行する。
1 2	放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動の場づくり	地域住民の参画を得て、郷土愛や地域愛を育む「寺子屋教育」の実践を推進する。
1 2	企業等と教育関係者の相互理解・連携・協力の拡大	企業が学校や地域での教育活動に積極的に参画するだけでなく、子どもたちの地域に対するボランティア活動への参加を企業が推進する。これにより行政だけに頼らない国民自身が社会保障の一翼を担うコミュニティづくりを導入する。
1 3	( 2 ) 家庭の教育力を向上させる。	家庭では特に子どもたちの「自立心」を養い、社会の一員たる「公共心」を培う義務を負う。特に日本古来の歴史や伝統の中から培われた「倫理・道徳」を養う為の「情操教育」を推進する。
1 3	子育てに関する学習機会の提供など家庭の教育力の向上に向けた総合的な取組の充実	親の教育を通じて親の責任や自覚を促す仕組みづくりが求められています。特に親の情操を育み、子どもと対峙する為の「親学」の推進を学校や地域を挙げて推進する。
1 6	( 2 ) 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる 道徳教育の充実	子どもたちの規範意識や「自助」「互助」「扶助」など社会の一員として必要な精神を養う為、学校教育においても「道徳教育」の充実は重要です。洋の東西を問わず社会に貢献した人物の伝記の中から倫理・道徳を学ぶ「修身の教科書」や「偉人伝の教科書」を学校教育の教材として取り入れる。
1 6	伝統・文化に関する教育の充実	自国の伝統や文化を知らずして、国際人とは成り得ない。日本の起源である「日本神話」や、礼儀作法や美德を習得する為に「武道」や「華

		道」などの「道」を教育に取り入れる。又、修学旅行などにおいても日本の寺社や伝統芸能の観賞などを積極的に取り入れる。
17	子どもの体力向上に向けた総合的な方策の充実	コンクリートの校庭は良くないと思うが、校庭の芝生化の支援は何故必要なのか良くわからない。
18	教員免許更新制の円滑な実施	教員職員免許法の免許状の有効期間の10年は長すぎる。
19	幼児期における教育を充実する	幼児期においては特に情操教育の充実を図る事が大切である為、幼稚園と保育所との連携のみならず、家庭との連携を強化する仕組みづくりが必要。

その他、教育基本法が新たに定める目的、目標、前文からの理念を広く浸透させる必要がある。何故ならば、教育者の組合の方針や勉強会において、日本国憲法の次に国連の「児童の権利に関する条約」を位置づけ、教育基本法を認めず、形骸化しようとしているところがある。そのため、政府広報や新聞、雑誌、パンフレットや勉強会開催などを積極的に行い教育基本法の位置付けをきっちりと認識させなければならない。